

青森県報

第七百六十三号

令和六年

五月二十日

(月曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………

が生活習慣病・対策課……………一

公 告

○ 農用地利用集積等促進計画の認可……………

(構造政策課……………二

○ 県営土地改良事業計画の決定……………

(農村整備課……………二

○ 右……………

(同……………三

○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定……………

(同……………三

○ 青森県地域防災計画修正の要旨……………

(防災危機管理課……………三

○ 建設業者の許可の取消し……………

(県上北地域民局……………五

○ 右……………

(同……………五

○ 右……………

(同……………六

○ 右……………

(同……………六

選挙管理委員会

○ 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………

(事務局……………六

○ 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………

(同……………七

公 営 企 業

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(病院管理局……………八

告

示

青森県告示第三百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十條第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医 難 病 指 定 区	医 難 病 指 定 氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診 療 担 当 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
		名 称	所 在 地		
医 難 病 指 定	佐藤 浩一	弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	外科	令和四・〇・二四
医 難 病 指 定	青木 基彰	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	麻酔科、総合科	五・四・一
医 難 病 指 定	福田 春彦	メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	外科	五・六・一
医 難 病 指 定	伊藤 淳二	青森県立中央病院	青森市東道二丁目一の一	整形外科	六・三・三一
医 難 病 指 定	鈴木 英章	みちのくクリニック	むつ市十二林一七の一	内科・消化器内科、麻酔科	〃
医 難 病 指 定	枅 悠太郎	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	消化器内科	六・四・五

公

告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年五月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所又は所在地	
片山 徹也	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字東田沢字野内畑前田一
工藤 峻平	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字福田字中渡七の一
工藤 知大	五所川原市	五所川原市大字福山字実吉一一八の一ほか六筆
工藤 知大	五所川原市	五所川原市大字七ツ館字柏枝一七四ほか一筆
神 薫	五所川原市	五所川原市大字稲実字開野四八の二ほか一筆
神 薫	五所川原市	五所川原市大字稲実字開野四六の一
原田 幹大	五所川原市	五所川原市大字中泉字松枝四五六の一ほか九筆
石岡 沙智	五所川原市	五所川原市大字原子字種元八六の一のうち
石岡 沙智	五所川原市	五所川原市大字原子字種元八六の一のうち
小田 正喜	十和田市	十和田市大字三本木字千歳森三二七
太田 浩司	十和田市	十和田市大字八斗沢字家ノ下二九四の二のうちほか二筆
織笠 大輔	三沢市	三沢市大字三沢字庭構一三七

織笠 大輔	三沢市	三沢市大字三沢字戸崎一〇一の二七ほか一筆
宮古 秋雄	三沢市	三沢市谷地頭一丁目一七二九
宮古 秋雄	三沢市	三沢市大字三沢字庭構一一五九
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一一六の二〇二九ほか一筆
戸来 直城	十和田市	三沢市大字三沢字庭構四五二六
有限会社原幸運送	上北郡七戸町	上北郡七戸町字中島谷九〇
豊川 信雄	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山五五の九八ほか一筆
岡山 重信	上北郡東北町	上北郡東北町大字上野字南谷地二五七の一
株式会社Matsuyo Shi Farm	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町鶉久保山一一七の一六三ほか二筆

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、川向用水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月二十一日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、西俣一号幹線用水路地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月二十一日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、羽野木沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

緊急防災工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年五月二十一日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和六年五月二十日

青森県防災会議会長

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、「青森県部等設置条例の一部を改正する条例」を踏まえ、計画について修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和六年三月二十九日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

「企画政策部」等の廃止及び「財務部」等の新設に伴い県災害対策本部の組織の修正を行った。

その他「青森県部等設置条例の一部を改正する条例」による部局の廃止、新設及び事務分掌の変更に伴い次に掲げる節の修正を行った。

第三章 災害予防計画

第十四節 災害廃棄物対策

第十五節 文教対策

第十七節 交通施設

第二十節 風害予防対策

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

第三節 通信連絡

第四節 災害広報・情報提供

第六節 広域応援

第七節 航空機運用

第十七節 被服、寝具、その他の生活必需品の給（貸）与

第十八節 医療、助産及び保健

第十九節 被災動物対策

第二十節 輸送対策

第二十一節 労務供給

第二十二節 防災ボランティア受入・支援対策

第二十三節 防疫

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

第二十七節 文教対策

第三十一節 石油燃料供給対策

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第二節 海上災害対策

第四節 鉄道災害対策

第六節 危険物等災害対策

第六章 災害復旧対策計画

第一節 公共施設災害復旧

第二節 民生安定のための金融対策

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

地震・津波災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

「企画政策部」等の廃止及び「財務部」等の新設に伴い県災害対策本部の組織の修正を行った。

その他「青森県部等設置条例の一部を改正する条例」による部局の廃止、新設及び事務分掌の変更に伴い次に掲げる節の修正を行った。

第三章 災害予防計画

第十二節 火災予防対策

第十九節 災害廃棄物対策

第二十節 積雪時の地震災害対策

第二十一節 文教対策

第二十三節 交通施設対策

第二十五節 危険物施設等対策

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

第三節 通信連絡

第四節 災害広報・情報提供

第七節 航空機運用

第十七節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

第十八節 医療、助産及び保健

第十九節 被災動物対策

第二十節 輸送対策

第二十一節 労務供給

第二十二節 防災ボランティア受入・支援対策

第二十三節 防疫

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

第二十七節 文教対策

第三十一節 石油燃料供給対策

第三十二節 危険物施設等災害応急対策

第三十三節 海上排出油等及び海上火災応急対策

第五章 災害復旧対策計画

第一節 公共施設災害復旧

第二節 民生安定のための金融対策

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

火山災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

「企画政策部」等の廃止及び「財務部」等の新設に伴い県災害対策本部の組織の修正を行った。

その他「青森県部等設置条例の一部を改正する条例」による部局の廃止、新設及び事務分掌の変更に伴い次に掲げる節の修正を行った。

第五章 災害復旧対策計画

第一節 公共施設災害復旧

第二節 民生安定のための金融対策

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 平野商事株式会社

二 代表者の氏名 平野治彦

三 主たる営業所の所在地 十和田市東三番町三の四一

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一三三三八号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社木勝工務店

二 代表者の氏名 木村勝二

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上一二七の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一六八九一号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社コウナン

二 代表者の氏名 山端将樹

三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町三丁目一〇の二四

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一一六〇九号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和六年五月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社リミックス

二 代表者の氏名 北向晃

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町浜道一七八の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇二三八号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 （代表者氏名）	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
--------------------	------	---	---	-----------------------

政党以外の政治団体	参政党青森県支部 連合会 (後藤 美穂子)	主たる事務 所の所在地	代表者	会計責任者	主たる事務 所の所在地	代表者	会計責任者	参政党青森第一支部 (後藤 美穂子)	主たる事務 所の所在地	代表者	会計責任者	自由民主党大間町支部 (佐々木 信彦)	代表者	自由民主党青森県 遊技産業支部 (若林 浩司)	主たる事務 所の所在地	代表者	会計責任者	自由民主党青森県 土地改良事業団体 支部 (丸井 裕)	政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	主たる事務 所の所在地	吉田ゆかり後援会 (熊谷 圭之輔)
	青森市浜館一丁 目一六の八	後藤 美穂子	小笠原 匡浩	青森市浜館一丁 目一六の八	後藤 美穂子	小林 淳	佐々木 信彦	八戸市大字朝日 町五三	菊地 崇	丸井 裕	長坂 淳也	八戸市根城二丁 目三〇の一	春山 直樹	野上 憲幸	六・四・一	六・三・一	六・四・一	令和六・二・三	新	高田 ため	むつ市若松町一 五の一八	
	三沢市美野原三 丁目一五の九	酒井 健治	菊山 由美子	青森市野内浦島 一九の三	横内 衛	菊山 由美子	竹内 弘	長坂 奈苗	八戸市根城二丁 目三〇の一	春山 直樹	野上 憲幸	六・四・一	六・三・一	六・四・一	令和六・二・三	旧	長根 道三	異 月 日 動	むつ市小川町一 丁目三の一五	六・四・一		
	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	令和六・二・三	

青森県中小企業団体政治連盟 (櫛引 利貞)	会計責任者	菅 孝	田中 泰宏	六・四・一
港町政研会 (谷地田 航大)	代表者	谷地田 航大	田邊 昌平	六・四・一六
大久保朝泰後援会 (今 教生)	代表者	今 教生	小枝 満	五・一〇・一〇
山崎ゆいこ三厩後援会 (牧野 勇次)	主たる事務 所の所在地	東津軽郡外ヶ浜 町字三厩中浜五 九	東津軽郡外ヶ浜 町字三厩中浜四 〇	六・四・一八
中澤 一彦	浜谷 寿一			

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
伏見秀人後援会	伏見 千晶	令和六・三・三一
相川順子後援会	藤田 努	六・三・三〇
青森県医薬品配置薬業連盟	関原 純	六・四・一〇

佐々木徳正後援会

青森県高校生政治フォーラム

勝 佐々木 喜代

藤本 直太郎

五・三・三
六・四・六

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 特定役務の名称及び数量

電算システム運用管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千三百三十二万九千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭